

令和4年度
防災情報ネットワーク事業
システム実施設計業務

仕 様 書

農林水産省 関東農政局

目 次

第 1 章 総 則.....	1
第 1-1 調達件名.....	1
第 1-2 適用範囲.....	1
第 1-3 業務の目的	1
第 2 章 作業概要.....	1
第 2-1 作業概要.....	1
第 2-2 スケジュール.....	1
第 3 章 防災システムの概要.....	2
第 4 章 作業条件.....	2
第 4-1 業務実施場所等.....	2
第 4-2 防災システムの設置場所	2
第 4-3 使用する機器等.....	2
第 4-4 情報セキュリティ.....	2
第 4-5 業務責任者及び業務担当者	3
第 4-6 提出書類.....	3
第 4-7 業務実施計画書の作成.....	4
第 4-8 既存システムへの影響等の回避及び障害対応.....	4
第 4-9 制限事項.....	4
第 4-10 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達方式等.....	4
第 4-11 作業の実施体制・方法.....	5
第 4-12 情報資産管理標準シートへの情報提供	5
第 5 章 業務実施内容.....	6
第 5-1 作業内容.....	6
第 5-2 業務実施に当たっての留意点	6
第 6 章 貸与資料等	6
第 6-1 貸与資料.....	6
第 7 章 打合せ等.....	8
第 8 章 成果物.....	8
第 8-1 成果物.....	8
第 8-2 成果物の装丁等.....	10
第 9 章 契約変更.....	12
第 10 章 再委託	12
第 11 章 定めなき事項.....	12

第 1 章 総 則

第 1-1 調達件名

令和 4 年度防災情報ネットワーク事業システム実施設計業務

第 1-2 適用範囲

令和 4 年度防災情報ネットワーク事業システム実施設計業務（以下「本業務」という。）の実施にあたっては、本仕様書に基づき行うものとする。

第 1-3 業務の目的

国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム（以下「防災システム」という。）は、国営造成土地改良施設の有する水位等の観測情報や気象情報を迅速に収集、伝達、蓄積及び分析整理するためのシステムとして開発、運用され、膨大なデータ量、頻繁に生じる入出力を兼ね備えた高い処理能力、容量等が求められるシステムとなっている。

本業務は、防災システムのクラウドサービスへの移行を踏まえた実施設計を行うものである。

第 2 章 作業概要

第 2-1 作業概要

主な作業概要は以下のとおりであり、詳細な作業内容は第 5 章に示す。

- (1) 準備作業
- (2) 模擬環境構築
- (3) クラウド基本設計・移行設計
- (4) OS・ソフトウェア更新に伴う実施設計
- (5) 転送サーバ接続仕様（案）の作成
- (6) 業務実施に必要な資料の作成
- (7) 打合せ

第 2-2 スケジュール

本業務の期間は、業務契約日から令和 5 年 3 月 20 日とし、発注者が想定している作業スケジュール（案）は図 1 のとおりである。

なお、本業務の対応は、土曜、日曜、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 条）に規定する休日及び年末年始（令和 4 年 12 月 29 日から令和 5 年 1 月 3 日）を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分を原則とするが、システム障害などの緊急時の対応は、監督職員の指示により、上記時間外に実施する場合がある。

作業概要	2022 年 (R4)										2023 年 (R5)			備 考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
準備作業						■								
模擬環境構築						■								
クラウド基本設計・移行設計														
OS・ソフトウェア更新に伴う実施設計														
転送サーバ接続仕様（案）の作成														
業務実施に必要な資料の作成														
打合せ														

図1 作業スケジュール（案）

第3章 防災システムの概要

本業務の対象システムは、防災システムとする。防災システムは、令和3年度末時点で172地区において運用されている。

防災システムの利用環境は別紙1「システム利用環境等」によるものとし、別紙1「システム利用環境等」一（別図1）「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム概念図」及び（別図2）「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム機器構成図」に示すとおり、気象情報提供者から調達する気象情報を取り込むほか全国の各営事業地区の中央管理所で個別に開発導入されたデータ転送システムを通じて、中央管理所の計測情報・状態監視情報を取り込み、利用者に提供するとともに、内閣府が運用する総合防災情報システムへの情報提供を行うシステムである。

なお、防災システムとは、防災中央データセンター（関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所）、バックアップシステムセンター（中国四国農政局）で稼働するシステム及び中央管理所のデータ転送システムのことを指す。

第4章 作業条件

第4-1 業務実施場所等

- (1)本業務は原則として受注者側拠点で行うものとする。本業務の作業場所及び作業にあたり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて担当職員が現地確認を実施することができるものとする。
- (2)防災システムの設置場所による作業が必要な場合は、作業内容、作業時間帯等について、事前に監督職員の上承を得るものとする。

なお、サーバ室での作業は、8:30~17:15を原則とするが、時間外での作業を行う場合は、事前に監督職員の上承を得るものとする。

また、バックアップシステムセンターのサーバ類の操作は、防災中央データセンターからのリモート接続によって実施することも可能であるが、バックアップシステムセンターに出向いて作業を行う必要がある場合は、別途協議とする。

第4-2 防災システムの設置場所

- (1)防災中央データセンター
関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所
- (2)バックアップシステムセンター
中国四国農政局

第4-3 使用する機器等

防災システムの設置場所にて作業を行う場合、使用する機器は全て発注者が貸与するものを使用することとし、受注者による機器等の持ち込みを原則として禁止するものとする。業務遂行上やむを得ず必要な場合は、監督職員の上承を得たうえで機器等の持ち込みを行うこと。

発注者が貸与する機器等は運用管理端末のほか、机・椅子である。

第4-4 情報セキュリティ

- (1)受注者は、別に貸与する「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」（平成27年3月31日農林水産省訓令第4号）及び「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステ

ムのセキュリティ確保について(案)」に記載された関連項目を遵守し業務を実施しなければならない。なお、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」及び「国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムのセキュリティ確保について(案)」が改定された場合には、それらに基づき実施すること。

- (2)別紙5「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき作業を行うこと。なお、「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」が改定された場合には、それらに基づき実施すること。
- (3)本業務の実施にあたっては、セキュリティ上問題となりうるおそれのあるソフトウェアを使用してはならない。
- (4)本業務で使用する全ての情報に関してのアクセス制限を明確にしなければならない。
- (5)本業務で知り得た情報は、業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。
- (6)業務を行う上で預託した情報については、業務完了時に返還(又は廃棄)しなければならない。
- (7)監督職員の求めに応じ、情報の管理状況について報告又は監査することを許諾すること。
- (8)業務実施期間中に情報セキュリティに関わる事項に違反した場合は、契約を打ち切り損害賠償の請求を行うことがある。
- (9)受注者は本業務で、システムの設置場所へ機器の搬入出を行う場合には、監督職員の立会いのもと行うと共に、内容の確認を受けなければならない。
- (10)本業務に従事する全ての者に対して、退職後も有効な守秘義務契約を個別に締結すること。
- (11)マニュアル類は定められた場所に保管し、業務を遂行するにあたり知り得た情報は第三者に漏らしてはならないものとする。業務において知り得た情報の漏洩等の事案が発生した際には、発注者に電話、口頭等による報告を行うとともに、書面にて提出すること。なお、事案の発生後は事態の收拾及び拡大防止の措置を迅速かつ適切に行うこと。
- (12)「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

第4-5 業務責任者及び業務担当者

- (1)受注者は本業務の実施にあたり業務責任者及び業務担当者を定め、発注者に通知するものとする。また、業務責任者を変更するときは発注者の承認を得ること。
- (2)業務責任者は契約図書等に基づき、業務の技術上の管理及び統轄を行うものとする。
- (3)業務責任者及び業務担当者は、情報ネットワークのシステム構築業務又はシステム設計業務において、1年以上の経験を有するものとする。
- (4)本仕様書に記載されている監督職員との協議事項等を業務責任者に委任しない場合は、書面により発注者に報告しなければならない。

第4-6 提出書類

受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に本仕様書及び契約書類に示す書類について、監督職員を経て発注者に遅延無く提出しなければならない。

受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

第 4-7 業務実施計画書の作成

受注者は、契約締結後 14 日以内に業務実施計画書及び業務実施要領の案を作成し、監督職員の承認を受けること。なお、業務実施計画書及び業務実施要領の記載内容は「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和 3 年 9 月 10 日デジタル社会推進会議幹事会決定（以下「標準ガイドライン」という。）の「第 7 章 設計・開発」で定義されている事項を踏まえたものとする。また、標準ガイドラインの改定があった場合には、これに対応すること。

第 4-8 既存システムへの影響等の回避及び障害対応

- (1)本業務の実施に当たっては、事前にシステムの内容を十分把握すること。
- (2)障害発生に伴う責任は、第 5-2 に示す作業内容の範囲内とするが、事前に関連業務受注者と十分な調整を行った上で作業を実施すること。
- (3)システム障害を確認した場合は速やかに事象と発見の経緯等について監督職員へ報告すること。

第 4-9 制限事項

本業務を遂行するにあたり、知り得た情報は外部に漏らしてはならない。

第 4-10 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達方式等

- (1)調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期
本調達案件及び関連する調達案件の調達単位、調達方式、実施時期等は表 1 のとおりである。

表 1 関連する調達案件

No	調達案件名(予定)	調達の方式	実施時期(予定) 又は受注者名
1	防災情報ネットワーク事業 システム実施設計業務（本業務）	一般競争入札 （最低価格落札方式）	入札公告：R4.6.3 落札者決定：R4.8.19
2	防災情報ネットワーク事業 システム運用・保守業務（履行期間 R4.4.1-R5.3.31 予定）	随意契約	（一社）農業農村整備 情報総合センター
3	防災情報ネットワーク事業 気象情報利用業務（履行期間 R4.4.1-R5.3.31 予定）	一般競争入札 （最低価格落札方式）	（株）ウェザーマップ
4	防災情報ネットワーク事業 システム侵入検知業務（履行期間 R4.4.1-R5.3.31 予定）	一般競争入札 （最低価格落札方式）	groxi（株）
5	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 防災中央データセンターシステムサーバ等賃貸借及び保守（賃貸借期間 R2.2.1-R6.1.31）	—	groxi（株）
6	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業 バックアップシステムセンターサーバ等賃貸借及び保守（賃貸借期間 R2.2.1-R6.1.31）	—	groxi（株）

また、表 1 に示す調達案件以外の関連業務が発生した場合、関連業務契約の都度、監督職員より通知するものとする。

第 4-11 作業の実施体制・方法

本件受注者に求める作業実施体制は図 2 及び表 2 のとおりである。なお、受注者内のチーム編成については想定であり、受注者決定後に協議の上見直しを行うが、業務実施にあたり、別途契約の受注者の協力が必要な場合は、発注者が受注者間の調整を行う。また、受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。

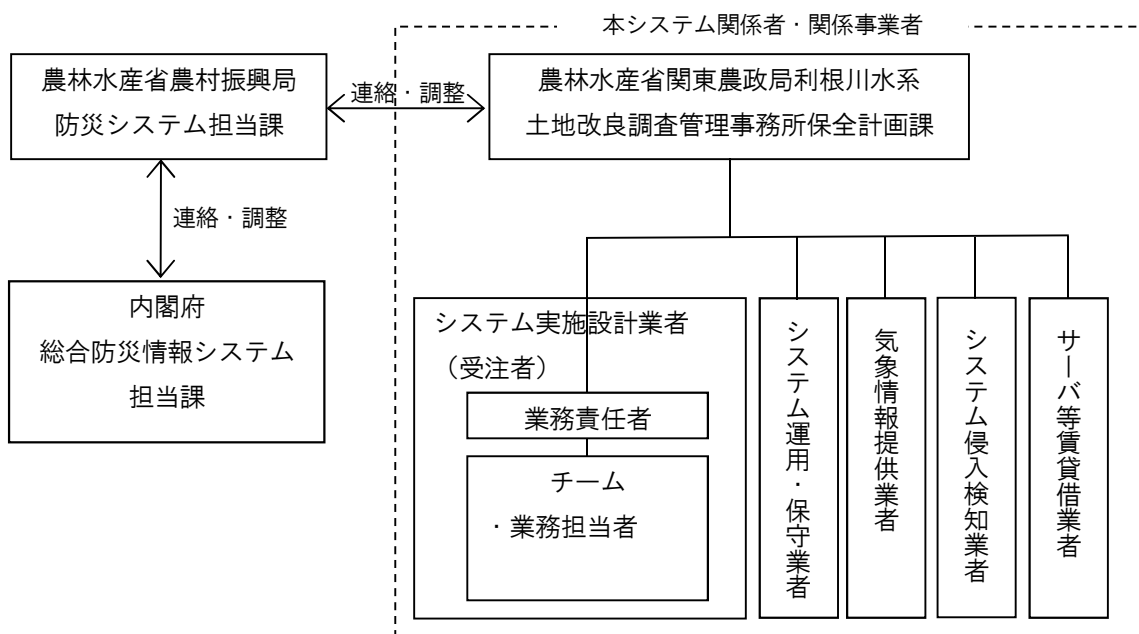


図 2 作業実施体制

表 2 組織または要員の役割

No	組織または要員	役割
1	農林水産省関東農政局 利根川水系土地改良調査管理 事務所 保全計画課（発注者）	・本調達の意思決定者として、承認等を行う。
2	システム実施設計業者（受注者）	・本システムの実施設計を行う。
3	システム運用・保守業者	・本システムの運用・保守(問合せ対応、稼働状況確認、OS 修正パッチ動作検証、障害やシステム要件変更等に伴うシステム保守等)を行う。
4	気象情報提供者	・本システムへ気象データの提供を行う。
5	システム侵入検知業者	・本システムへの侵入検知（監視ログの解析）を行う。
6	サーバ等賃貸借業者	・本システムのサーバ等機器の賃貸借等を行う。
7	農林水産省農村振興局 防災システム担当課	・内閣府総合防災情報システム担当との連絡・調整を行う。
8	内閣府総合防災情報システム担当課	・内閣府総合防災情報システムの整備及び運用を行う。

第 4-12 情報資産管理標準シートへの情報提供

受注者は「標準ガイドライン」の「別紙 3 調達仕様書に盛り込むべき情報システム資産管理用登録用シートの提出に関する作業内容」に記載されている情報について、監督職員の求めに応じて、適宜、情報を提供すること。

また、受注者は、年 1 回発注者の指示に基づき、情報システム資産管理データと情報システムの

現況との突合・確認（以下「現況確認」という。）を支援すること。

受注者は、現況確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合は、当該条件への適合可否、条件等を調査の上発注者に報告すること。

受注者は、現況確認の結果、サポート切れのソフトウェア製品使用が明らかとなった場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の有無等を調査の上発注者に報告すること。

第5章 業務実施内容

第5-1 作業内容

本業務における作業項目及び内容は、別紙3「作業項目及び内容一覧表」に示すとおりである。

第5-2 業務実施に当たっての留意点

(1) 本業務の遂行に当たっては、標準ガイドラインに基づき、作業を行うこと。

具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）」（以下「解説書」）を参考とすること。

なお、「標準ガイドライン」及び「解説書」が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

(2) 開発文書の記述は、従前の形式を踏襲すること。

(3) 受注者は、受注者は、発注者が承認した業務実施要領に基づきコミュニケーション管理、体制管理、作業管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うものとする。

(4) 情報システム監査の実施

本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、農林水産省が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること（農林水産省が別途選定した事業者による監査を含む。）。

情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

第6章 貸与資料等

貸与資料等は下記のとおりであり、監督職員の請求があった場合はその時点で、それ以外は完了検査時に一括返納しなければならない。

第6-1 貸与資料

(1) 「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」（平成27年3月31日農林水産省訓令第4号）

(2) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステムのセキュリティ確保について（案）

(3) 現行システムの関係資料

1) 令和2年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム改良業務 報告書（現行システムの「システム要件定義書」、「ソフトウェア方式設計書」、「切替え・切戻し手順書」を含む）

2) 令和3年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用・保守業務 報告書

(現行システムの「運用・保守計画」、「運用・保守実施要領」を含む)

3)その他関係資料は以下のとおりである。

- ・平成 19 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの構築に係る業務・システム最適化計画の策定等委託業務 報告書
- ・平成 20 年度 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの構築に係る調査検討・実証等委託業務 報告書
- ・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク防災中央データセンターシステム開発業務 報告書
- ・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク情報提供システムデータ等整備業務 報告書
- ・国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク防災中央データセンターシステム連携開発業務 報告書
- ・平成 23 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム運用業務 報告書
- ・平成 23 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム保守業務 報告書
- ・平成 23 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム運用支援業務(その1) 報告書
- ・平成 23 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業
国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム機能検討業務(その1) 報告書
- ・平成 23 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業
国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム機能検討業務(その2) 報告書
- ・平成 23 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業
国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム機能検討業務(その3) 報告書
- ・平成 24 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用業務 報告書
- ・平成 24 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム保守業務 報告書
- ・平成 24 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム接続支援業務 報告書
- ・平成 24 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム改良検討業務 報告書
- ・平成 25 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用業務 報告書
- ・平成 25 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム保守業務 報告書
- ・平成 25 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム改良検討業務 報告書
- ・平成 26 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用業務 報告書
- ・平成 26 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム保守業務 報告書
- ・平成 26 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム詳細設計業務 報告書
- ・平成 27 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用業務 報告書
- ・平成 27 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム保守業務 報告書
- ・平成 27 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム開発業務 報告書
- ・平成 28 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用業務 報告書
- ・平成 28 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム保守業務 報告書
- ・平成 28 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業情報活用検討業務 報告書
- ・平成 29 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム設定業務 報告書
- ・平成 29 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用業務 報告書
- ・平成 29 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム保守業務 報告書
- ・平成 30 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用業務 報告書
- ・平成 30 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム保守業務 報告書
- ・平成 30 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム詳細設計業務 報告書
- ・平成 31 年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム保守業務 報告書

- ・平成31年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム設定業務 報告書
- ・令和元年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業
防災情報ネットワークシステム改良業務 報告書
- ・令和元年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業
防災情報ネットワーク接続支援業務 報告書
- ・令和2年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用業務 報告書
- ・令和2年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム保守業務 報告書
- ・令和2年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム改良業務 報告書
- ・令和2年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業接続支援業務 報告書
- ・令和3年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム運用・保守業務 報告書
- ・令和3年度国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業システム高度化検討業務（システムクラウド化等検討）

第7章 打合せ等

打合せ時期及び回数については、表3の段階でWeb形式にて行うものとする。なお、初回と最終回の打合せには業務責任者が出席するものとする。

打合せ内容については、打合せ記録簿を作成し、打合せ実施から3営業日以内に監督職員に提出するものとする。

表3 打合せ時期及び回数

回数	時期
初回	作業着手の段階（業務実施計画書及び業務実施要領（案）作成時）
第2回	作業中間段階①
第3回	作業中間段階②
第4回	作業中間段階③
最終回	最終報告書とりまとめ時

第8章 成果物

第8-1 成果物

本業務の成果物は、以下のとおりであり、改定の無い文書も添付する。

なお、成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書等にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て発注者に帰属するものとする。

発注者は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により発注者がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通

知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

本件プログラムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、発注者から受注者に対価が完済されたとき受注者から発注者に移転するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に発注者の承認を得ることとし、発注者は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

受注者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

成果物は表 4 のとおりとし、備考欄に記載がある文書については、その成果にもとづいて、本業務での改良内容を反映するものとする。なお、成果物を変更する必要が生じた場合は、その範囲について協議するものとする。

表 4 業務報告書

文書名	成果物の対象 (○は対象)	備考
文書体系	○	新規作成
業務実施計画書	○	新規作成
システム要件定義書	—	
総合防災情報システム連携システム要件定義書	○	
システム方式設計書	○	
総合防災情報システム連携システム方式設計書	○	
ソフトウェア要件定義書	—	
ソフトウェア方式設計書	○	
業務運用詳細設計書	—	
データベース詳細設計書	—	
インタフェース詳細設計書	—	
ソフトウェア詳細設計書	—	
システム利用者マニュアル	—	
マスタメンテナンスマニュアル	—	
システム操作マニュアル（システム運用管理者編）	—	
F A Q よくあるお問い合わせ	—	
システム導入マニュアル（防災中央データセン	—	

文書名	成果物の対象 (○は対象)	備考
ター編)		
システム導入マニュアル（バックアップシステムセンター編）	—	
システム運用マニュアル	—	
切替え・切戻し手順書	—	
データ整備マニュアル	—	
地図整備マニュアル	—	
CSV作成手順書	—	
データ転送サーバ動作検証報告書	○	新規作成
データ転送プログラムインストール及び設定手順書	—	
調査項目票テンプレート	—	
クラウド基本設計書（案）	○	新規作成
クラウド移行設計書（案）	○	新規作成
防災中央データセンター仕様（案）	○	新規作成
転送サーバ接続仕様（案）	○	新規作成
クラウドサービス移行業務に必要な作業項目表及び仕様書（案）	○	新規作成
システム移行計画書	—	
システム移行報告書	—	
打合せ記録簿	○	新規作成

第8-2 成果物の装丁等

(1)成果物の装丁

- 1)システム標準に基づき作成した文書体系の分類文書でのフォルダを作成しオリジナル文書を電子媒体に保存する。なお、これによりがたい場合は別途、監督職員と協議する。
- 2)電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。
- 3)製本上極力分冊は避け、また、分冊を行う場合は内容の配分を考慮して行うものとする。規格、部数は表5のとおりとする。
- 4)納品後農林水産省において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- 5)成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- 6)成果物は、全て日本語で作成すること。
- 7)用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和27年4月4日内閣閣令第16号内閣官房長官依命通知）」を参考にすること。
- 8)情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にすること。

- 9) 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。
- 10) 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

表5 成果物

区 分	規格	部数	備 考
業務報告書			
・ 成果物の出力※1（協議の範囲）	A4	1部	市販のファイル綴じで可
・ 成果物の電子媒体	CD-R 若しくはDVD-R	2部	

※1 業務報告書には本業務対象となるシステムの最終校正済みのドキュメント1式を含む

(2)提出先

成果物の提出先及び納品期日は以下のとおりとする。

なお、受注者は、成果物等について、納品期日までに発注者に内容の説明を実施して検査を受けること。検査の結果、成果物等に不備又は誤りが見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について発注者に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

1)提出先

千葉県柏市根戸 471-65

農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 保全計画課

(電話：04-7131-7163)

2)納品期日

令和5年3月20日

(3)契約不適合責任

- 1) 農林水産省は検収完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致（バグも含む。以下「契約不適合」という。）が発見された場合、受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができ、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、農林水産省が追完の方法についても請求した場合であって、農林水産省に不相当な負担を課すものでないと認められるときは、受注者は農林水産省が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができること。
- 2) 前号にかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、受注者は前号に規定された追完に係る義務を負わないものとする。
- 3) 農林水産省は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができること。
- 4) 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により個別契約の目的を達することができないときは、農林水産省は本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができること。
- 5) 受注者が本項に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、検収完了後1年以内に農林水産省から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、検収完了時において受注者が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかったとき、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因するときにはこの限りでない。

6) 前各号の要件は、契約不適合が農林水産省の提供した資料等又は農林水産省の与えた指示によって生じたときは適用しないこと。ただし、受注者がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

第9章 契約変更

請負契約書に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。ただし、軽微な変更については、協議の上契約変更しないものとする。

- (1) 第4章に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- (2) 第5章に示す「業務実施内容」に変更が生じた場合
- (3) 第7章に示す「打合せ等」に変更が生じた場合
- (4) 第8章に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間に変更が生じた場合
- (6) データ分析作業が生じた場合

第10章 再委託

受注者は、本業務の全部、又は主要部分を第三者に委託することはできない。本業務の一部について再委託を希望する場合、事前に書面による承認を得ること。その際、受注者は、再委託先業者名、再委託の内容、提供する情報の内容、再委託先の管理方法等を記載した文書を提出すること。

また、再委託先についても受注者と同様の守秘義務を遵守させる契約を締結し、受注者の責任において管理・監督を行うこと。

なお、本業務の主要部分に該当しない作業とは以下の作業である。

- ・ 動作検証計画に基づく動作検証作業
- ・ 開発文書等の修正

第11章 定めなき事項

本仕様書に定めのない事項又は、本業務の施行に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて、監督職員と速やかに協議しなければならない。

別紙1 システム利用環境等

1 システムの利用環境

本システムの利用環境は下表のとおりである。

(1) 利用者

本システムの利用者は、以下のとおりである。

利用者	主な利用目的
①防災中央データセンター	全国の防災情報の収集と提供、 防災中央データセンターシステムの管理
②農林水産本省	全国の防災情報の参照
③地方農政局等（北海道開発局、 沖縄総合事務局含む）	関係地区の防災情報の参照
④土地改良調査管理事務所等 （北海道開発局建設部含む）	関係地区の防災情報の参照
⑤道府県	関係地区の防災情報の参照
⑥市町村	関係地区の防災情報の参照
⑦施設管理者	関係地区の防災情報の参照
⑧内閣府	全国の防災情報の収集 （内閣府総合防災情報システム）

(2) ネットワーク環境

インターネット環境は次のとおりとする。

回線種類	光回線
プロバイダ	(株)インターネットイニシアティブ

(3) システム環境（防災中央データセンター）

機 器 名 称	台数	
	防災中央データセンター	バックアップシステムセンター
Web・アプリケーションサーバ	2台	2台
データベースサーバ	1台	1台
データベース（ダウンロード用）兼バックアップサーバ	1台	1台
運用管理端末	1式	1式
ルータ	2台	2台
SSLアクセラレータ	2台	1台
L2スイッチ（スイッチングハブ）	2台	2台
電源設備	1式	1式
サーバラック	1式	1式

※データ転送システム（中央管理所）のシステム環境は、地区により異なるため未記載とする。

(4) ソフトウェア環境

ソフトウェア環境は、以下のとおりとする。

システム名	サーバ名	構成	内容
防災中央データセンター／バックアップシステムセンター	Web・アプリケーションサーバ	OS Webサーバ アプリケーションサーバ Java	Red Hat Enterprise Linux 7.5 (64bit) Apache HTTP Server 2.4 Apache Tomcat 9.0 Java 8
	データベースサーバ	OS DBMS	Red Hat Enterprise Linux 7.5 (64bit) Oracle Database 12c Release2
	データベース(ダウンロード用)兼バックアップサーバ	OS DBMS	Red Hat Enterprise Linux 7.5 (64bit) Oracle Database 12c Release2
データ転送システム(中央管理所)	転送サーバ	OS	Windows Server 2016 Standard (新バージョン) Windows Server 2012 R2 (旧バージョン)

(5) システム概念図

システム概念図は別図1に示すとおり。

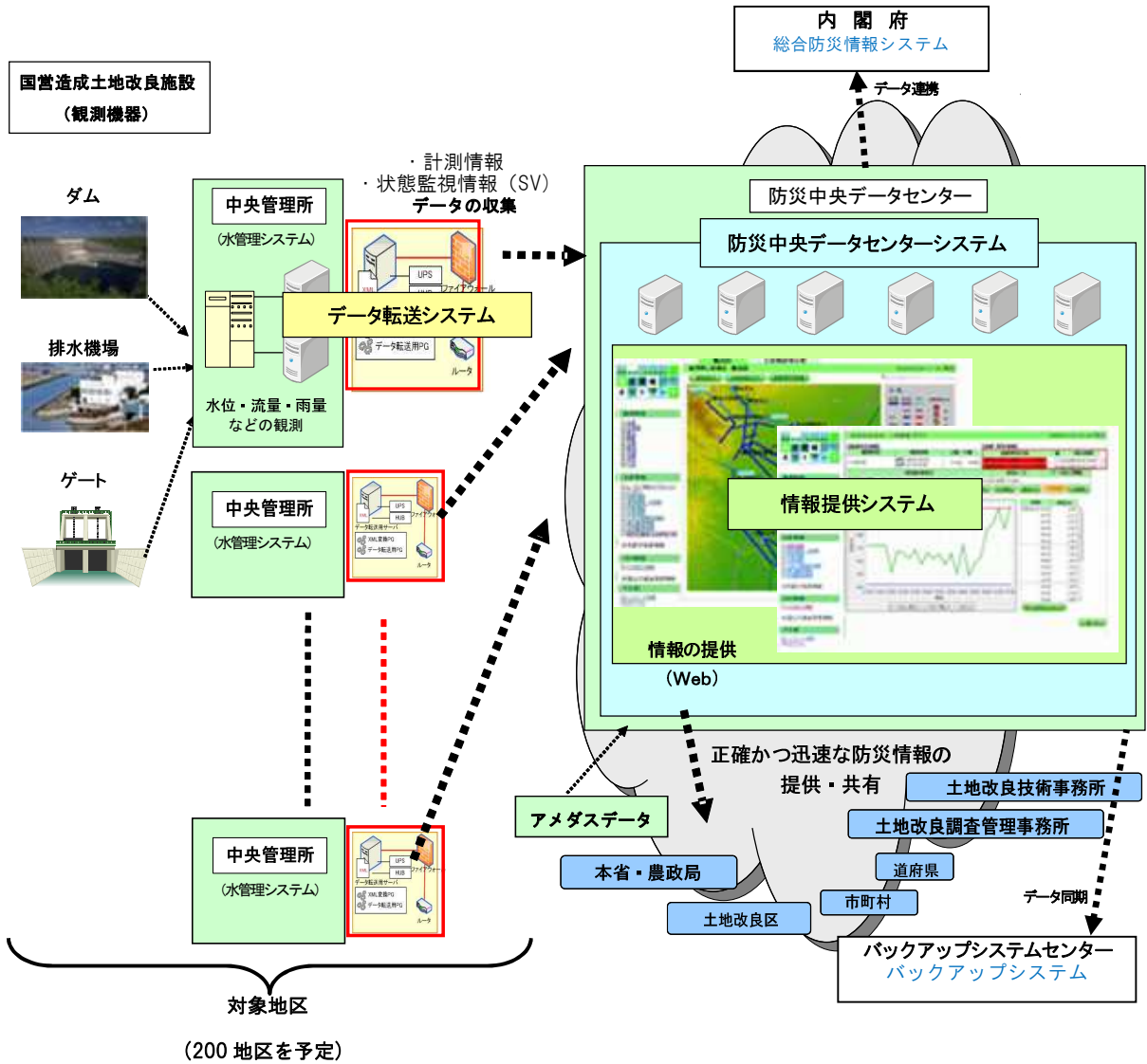
2 用語の定義

本業務で使用する主な用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
防災中央データセンターシステム	国営造成土地改良施設から収集した防災情報を別紙1の1(1)に記載された利用者へ情報を提供するためのシステム。
データ転送システム	既存の国営造成土地改良施設に設置されている中央管理所から防災情報をインターネット経由で防災中央データセンターへ転送するためのシステム。
情報提供システム	データ転送システムで転送されてきた各国営造成土地改良施設固有の情報を表示するシステムであり、防災中央データセンターシステム上で稼働する。
防災中央データセンター	既存の国営造成土地改良施設に設置されている中央管理所から転送された防災情報を迅速かつ、一元的に管理するセンター。 (関東農政局利根川水系調査管理事務所内)
バックアップシステムセンター	防災中央データセンターが被災し機能が停止した場合、代わってシステムを稼働させるバックアップシステムセンター。 (中国四国農政局)
中央管理所	国営造成土地改良施設の情報を一元的に管理し、施設管理者が国営造成土地改良施設の遠隔操作を行うことを目的に各国営地区に設置された施設。
国営造成土地改良施設	農業用ダム、頭首工、排水機場等の基幹的土地改良施設
水管理システム	中央管理所で国営造成土地改良施設の情報を監視・制御するシステム
総合防災情報システム	防災機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、国、地方公共団体等の各機関や住民等の情報を共通のシステムに集約する共通基盤
気象情報提供者	気象情報及び地震情報を提供する者
計測情報	国営造成土地改良施設の操作、制御とそれに伴う施設の状況変化を把握するために必要な情報 (例) 水位、雨量、ポンプ翼開度など
状態監視情報 (SV)	国営造成土地改良施設の状態、操作モード、警報関係などの情報 (例) ゲート開・閉、ゲート故障、水位異常など

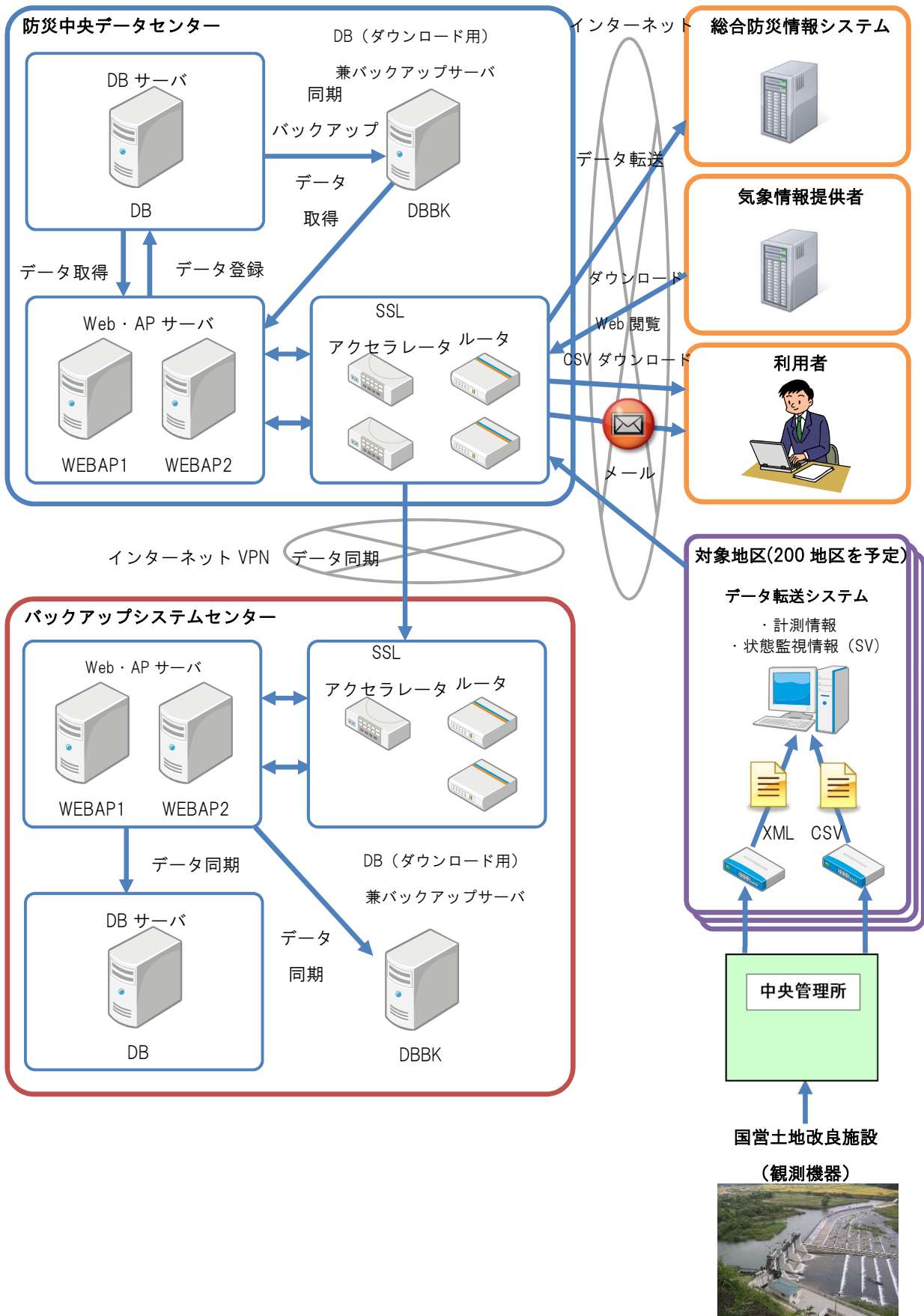
(別図1)

国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム概念図



(別図2)

国営造成土地改良施設防災情報ネットワークシステム機器構成図



別紙2 模擬環境の仕様

(1) 防災中央データセンター

サーバ名	Web A Pサーバ	DBサーバ	DB B Kサーバ
OS	RedHat7.5 (64bit)	RedHat7.5 (64bit)	RedHat7.5 (64bit)
DB	—	Oracle Database 12c Release2	Oracle Database 12c Release2
その他	Apache HTTP Server 2.4 Apache Tomcat 9.0	—	—

(2) バックアップシステムセンター

サーバ名	Web A Pサーバ	DBサーバ	DB B Kサーバ
OS	RedHat7.5 (64bit)	RedHat7.5 (64bit)	RedHat7.5 (64bit)
DB	—	Oracle Database 12c Release2	Oracle Database 12c Release2
その他	Apache HTTP Server 2.4 Apache Tomcat 9.0	—	—

(3) データ転送システム (中央管理所)

サーバ名	転送サーバ	
OS	Windows Server 2016 Standard (新バージョン)	Windows Server 2012 R2 (旧バージョン)
DB	—	—

別紙3 作業項目及び内容一覧表

作業項目	作業内容	数量
(1) 準備作業	防災システムのハードウェア及びソフトウェアのほか、過年度に実施した関連業務の内容を把握する。 本業務の実施に必要な情報の補足収集と整理を行い、業務実施計画書を作成する。	1式
(2) 模擬環境構築	受注者拠点内に防災システム（バックアップシステムセンターを含む）が稼働するサーバ及びクライアントを含むネットワークシステムを再現する模擬環境を構築するものとし、模擬環境の仕様は別紙2のとおりとする。 模擬環境構築にあたっては、防災システムのプログラム及びデータは発注者が貸与するが、防災システムが利用するソフトウェア（別紙2）及び機器は受注者の負担で準備するものとする（別紙2に示すソフトウェアは有償になるが、発注者は貸与しない）。 模擬環境には、内部ネットワークにより接続する関連システムは含めないこととし、関連システムに関係する事象が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。 また、本番環境の変更が、本業務に影響を及ぼす場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、現行システムの模擬環境を利用した動作検証を実施する上で、準備期間も考慮して、早期に模擬環境を構築することとし、模擬環境稼働開始予定日を業務実施計画書に記載するものとする。 業務完了後は模擬環境のシステム及びデータの消去を行い、監督職員に書面にて報告するものとする。	1式
(3) クラウド基本設計・移行設計	防災中央データセンター、バックアップシステムのクラウド化に伴い、現行システムを踏まえ、導入が必要となるクラウド環境の構成等の基本設計を行い、「クラウド基本設計書（案）」としてとりまとめを行う。 本作業の成果は、「システム方式設計書」にとりまとめを行う。 また、オンプレミスからクラウドへの移行に伴い、防災システムの導入・設定・データの移行、関連システムとの連携、運用の切替え等に係る作業内容・作業時期・役割分担の検討を行い、「クラウド移行設計書（案）」としてとりまとめを行う。 本作業の成果は、「総合防災情報システム連携システム要件定義書」、「総合防災情報システム連携システム方式設計書」にとりまとめを行う。 なお、本作業は、以下の留意点に基づき、設計を行うこと。 ・クラウドサービスの設計は、別紙4及び過年度の検討業務の方針を踏まえ、AWS（Amazon Web Services）東京リージョンの基盤（サービスは「IaaS」）で、2AZ（アベイラビリティゾーン）構成を前提とし、AWS以外のクラウド事業者を提案し基盤を設計する場合は、そのメリットを明確に示すこと。 ・防災中央データセンター及びバックアップシステムと連携する、内閣府総合防災情報システム、各国営事業地区のデータ転送システム、気象情報提供者のデータ配信サービス等との接続を考慮の上、検討を行うこと。 各国営事業地区においては、防災システムの更新後も引き続き現行の水管理システム機器及び転送サーバを使用する地区があると見込まれることから、現行の転送サーバにおいても接続できるよう配慮すること。	1式
(4) OS・ソフトウェア更新に伴う実施設計	現行システムを踏まえ、防災中央データセンター、バックアップシステムにおいて新たに導入が必要となるOS・ソフトウェアの構成等の検討を行い、「防災中央データセンター仕様（案）」としてとりまとめを行う。 また、本作業の成果は、「システム方式設計書」にとりまとめを行う。 上記を踏まえ、ソフトウェア方式の設計を行い、「ソフトウェア方式設計書」にとりまとめを行う。	1式
(5) 転送サーバ接続仕様（案）の作成	上記(2)を踏まえ、既存で接続されているデータ転送サーバ及び今後新規で接続されるデータ転送サーバについて、ハードウェア及びソフトウェアの構成等の検討を行うとともに、(2)で構成されたソフトウェア環境（WebAPサーバ）間の動作検証を行い、「データ転送サーバ動作検証報告書」及び「転送サーバ接続仕様（案）」にとりまとめを行う。 また、既存のデータ転送サーバの仕様を再現した模擬環境と(2)で構成されたソフトウェア環境（WebAPサーバ）間の動作検証を行い、「データ転送サーバ動作検証報告書」にとりまとめを行う。	1式
(6) 業務実施に必要な資料の作成	本業務での検討結果を踏まえ、防災情報ネットワークシステムの新基盤（クラウドサービス）への移行業務の実施に必要な作業項目表、仕様書等の作成を行う。	1式

情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

I 情報セキュリティポリシーの遵守

- 1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

- 2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- 3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

II 受託者及び業務実施体制に関する情報の提供

- 1 受託者は、受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者（契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員）の所属・専門性（保有資格、研修受講実績等）・実績（業務実績、経験年数等）及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報（〇〇国籍の者が△名（又は□%）等）を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

- 2 受託者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。

- (1) ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等
- (2) プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等
- (3) IPAが公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書
- (4) MS 認証信頼性向上イニシアティブに参画し、不祥事への対応や透明性確保に係る取組を実施している実績

III 業務の実施における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講じること。また、以下の措置を講じることが証明する資料を提出すること。

- (1) 本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、契約期間中はもとより契約終了後においても第三者に開示及び本業務以外の目的で利用しないこと。
 - (2) 本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
 - (3) 本業務の各工程において、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。)
 - (4) 本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど)を整備していること。
 - (5) 本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
 - (6) 本業務において、個人情報を取り扱う業務を受託する場合は、受託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受託先における管理体制及び実施体制や保有個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認し、報告すること。また、担当部署からの要求があった場合は、立ち入り検査を受け入れること。
 - (7) 本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
 - (8) 農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第25条第1項第2号に基づく監査等を含む。以下同じ。)を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
 - (9) 本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
 - (10) 本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の收拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げる。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。
 - (11) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
- 2 受託者は、私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業務に用いないこと。

- 3 受託者は、成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果(確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等)を成果物等に記載又は添付すること。
- 4 受託者は、本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い、本業務上不要となったとき若しくは本業務の終了までに返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

IV 情報システムの各工程における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。
 - (1)情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。
 - ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。
 - イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。
 - (ア)農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスを監視する機能
 - (イ)不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能
 - (ウ)農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能
 - (エ)端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能
 - (オ)サーバ装置等の機器の動作を監視する機能
 - (2)開発する情報システムに関連する脆(ぜい)弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。
 - ア 既知の脆(ぜい)弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。
 - イ 開発時に情報システムに脆(ぜい)弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。
 - ウ セキュリティ侵害につながる脆(ぜい)弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。
 - エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。
- 2 受託者は、本業務において情報システムの設計・開発を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。
 - (1)情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

(2)情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

- ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムと分離して実施すること。
- イ 試験項目及び試験方法を定め、これに基づいて試験を実施すること。
- ウ 試験の実施記録を作成し保存すること。

(3)情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

- ア ソースコードが不正に変更されることを防止するため、ソースコードの変更管理、アクセス制御及びバックアップの取得について適切に管理すること。
- イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針に従うこと。
- ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するために、情報システムの設計及びソースコードを精査する範囲及び方法を定め実施すること。
- エ オフショア開発を実施する場合、試験データとして実データを使用しないこと。

3 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。

4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。

- (1)情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
 - (2)情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
 - (3)情報システムの保守における情報セキュリティ対策
 - (4)運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
 - (5)利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
 - (6)政府情報システム管理データベース(以下「ODB」という。)の登録対象となる情報システムについては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(平成 30 年3月 30 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の別紙3に基づくODBに情報を登録又は更新するために必要な事項を記載したODB登録用シートの提出
 - (7)情報システムの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポート継続中のバージョンでの動作検証及び当該バージョンで正常に動作させるための情報システムの改修等
- 5 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。

- (1)情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
- (2)運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
- (3)情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の対処

方法の確立

- 6 受託者は、本業務において情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。
- (1) 監視するイベントの種類
 - (2) 監視体制
 - (3) 監視状況の報告手順
 - (4) 情報セキュリティインシデントの可能性がある事象を認知した場合の報告手順
 - (5) 監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)
- 7 受託者は、本業務において運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆(ぜい)弱性の対策を行うこと。
- 8 受託者は、本業務において本業務の調達範囲外の情報システムを基盤とした情報システムを運用する場合は、運用管理する府省庁等との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となる情報システムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。
- 9 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理すること。
- 10 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。
- (1) 情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策
 - (2) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

V クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、クラウドサービスを活用する場合には、以下の措置を講じること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Ⅷの措置を講じること。

- 1 ISO/IEC27001 又はそれに基づく認証を取得しているクラウドサービスを採用すること。また、当該認証の証明書等の写しを提出すること。
- 2 クラウドサービスの情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。
 - (1) ISO/IEC 27017 又は ISMS クラウドセキュリティ認証制度に基づく認証
 - (2) セキュリティに係る内部統制の保証報告書(SOC 報告書(Service Organization Control Report))
 - (3) 情報セキュリティ監査により対策の有効性が適切であることを証明する報告書(クラウド情報セキュリティ監査制度に基づく CS マークが付された CS 言明書等)

- 3 クラウドサービスにおいて個人情報又は農林水産省における要機密情報が取り扱われる場合には、当該クラウドサービスのデータセンター(バックアップセンターを含む。)は国内に限ること。
- 4 クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるよう、十分な期間をもって事前(サービス廃止等の1年以上前が望ましい。)に担当部署へ通知すること。
- 5 クラウドサービスの契約を終了する場合、クラウドサービス上に保存された農林水産省のデータについて、汎用性のあるデータ形式に変換して提供するとともに、クラウドサービス上において復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。
- 6 クラウドサービスに係るアクセスログ等の証跡を保存し、担当部署からの要求があった場合は提供すること。なお、証跡は1年間以上保存することが望ましい。
- 7 インターネット回線とクラウド基盤との接続点の通信を監視すること。
- 8 クラウドサービスに係る業務の一部がクラウドサービス事業者以外の事業者へ外部委託されている場合は、当該クラウドサービス事業者以外の事業者へⅧの措置を講ずること。
- 9 クラウドサービスにおける脆(ぜい)弱性対策の実施内容を担当部署が確認できること。
- 10 クラウドサービスの可用性を保証するための十分な冗長性、障害時の円滑な切替等の対策が講じられていること。また、クラウドサービスに障害が発生した場合の復旧時点目標(RPO)等の指標を提示すること。
なお、農林水産省の要安定情報を取り扱う場合は、データセンターを地理的に離れた複数の地域に設置するなどの災害対策が講じられていること。
- 11 クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。
- 12 クラウドサービスの利用者が、自らの意思によりクラウドサービス上で取り扱う情報を確実に抹消できること。
- 13 本業務において、農林水産省に開示することとしているクラウドサービスに係る情報について、業務開始時に開示項目や範囲を明記した資料を提出すること。
- 14 農林水産省に対して、クラウドサービスに係る機密性の高い情報を開示する場合は、農林水産省において、当該情報を審査又は本業務以外の目的で利用しないよう適切に取り扱うため、必要に応じて当該情報に取扱制限を明記するなどの措置を講じること。

VI 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等(以下「機器等」という。)を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講じること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施

状況を証明する資料を提出すること。

- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。
また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。
- 4 利用マニュアル・ガイドンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆(ぜい)弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408 に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
 - (1) 調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況(セキュリティ要件に係る試験の実施手順及び結果)
 - (2) 機器等に不正プログラムが混入していないこと(最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等)

VII 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約(クラウドサービスを含む。以下同じ。)に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

VIII 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者へ委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2及びⅢの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を

定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとする。

- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

IX 資料等の提出

上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅴの1、Ⅴの2、Ⅵの1及びⅥの6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあつては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従つて提出し、総合評価落札方式にあつては提案書等の総合評価のための書類に添付して提出すること。

X 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ、Ⅵ及びⅧに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。